

学内外からの告発等の通報受付窓口の設置

通報受付窓口は、「国立大学法人弘前大学公益通報対応規程」で定める通報先とする。通報等は文書、電子メール、電話、書面及び面会とし、原則として通報者が明らかとなっており、競争的研究費等の不正使用の実態が明示されているもののみを受け付けることとする。

また、告発者（通報者）は、告発（通報）を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けることはない。

なお、匿名による告発等があった場合は、不正使用の実態の明示状況により、最高管理責任者及び統括管理責任者と協議し、その後の対応を決定する。

『通報受付窓口』		
通報先	法人内部監査室長	総務部総務企画課長
電話番号	0172 (39) 3228	0172 (39) 3008
電子メール	koueki@hirosaki-u.ac.jp	
大学ホームページ通報フォーム	https://www.hirosaki-u.ac.jp/info/actions/koueki/	

【不正使用に関する告発、通報の流れ】

